

令和4年第3回定例会まちづくり常任委員会議事録

令和4年10月19日(水)

開会（9：55）

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。

当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」6件、「条例の制定」1件、「条例の一部を改正する条例」2件、「字の変更」1件、「未処分利益剰余金の処分について」1件、の計11件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。実りの秋を迎え胎内市の水田のほとんどは稲刈りが終了したところである。発表によると当地域の作況指数は99で平年並みであるが、JA胎内市管内のコメの品質で見ると全銘柄の1等米比率が66%、うちコシヒカリの1等米比率は72%、コシイブキが17%、10月11日現在の数字なので今後動くことはあると思うがコシヒカリとコシイブキの品質格差が非常にあると感じている。登熟期がわずか10日程度違うだけでこれだけのコメの品質の差がでてくる。人間いかに頑張っても自然の力には勝てないのだとつくづく感じているところである。本日の議題は11件と大変多くなっているがよろしく審議願いたい。

議第53号 令和4年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第1号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ141万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,511万1千円とするもの。歳出から説明する。第4款予備費で141万1千円を増額した。歳入では、3款財産収入1項1目利子及び配当金で新潟製粉株式会社からの株式配当金113万9千円を増額した。4款繰入金2項1目鹿ノ俣発電所運営事業繰入金は前年度の電気料の確定により配当金を1万円増額した。5款繰越金は前年度事業の確定に伴い26万2千円増額した。

質疑

○森田幸衛委員

新潟製粉株式会社から配当金が入ったということだが、新潟製粉の事業内容がいいからだと思うが、市が新潟製粉に出資している金額はいくらか。

○榎本農林水産課長

出資金は5,000万円である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第54号 令和4年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第1号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額から、それぞれ437万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,532万1千円とするもの。歳出より説明する。第1款農林水産業費1項1目鹿ノ俣発電所費の24節積立金において、施設の大規模改修等に備えるための基金だが、歳入において前年度繰越金が減額となったことに伴い494万9千円を減額した。27節繰出金で、電気料金軽減対象施設の前年度の電気料金が確定したことから一般会計では4万円を増額。地域産業振興事業会計では1万円増額した。次に3款諸支出金1項公営企業会計支出金では、電気料金軽減対象施設の前年度の電気料金が確定したことから農業集落排水事業補助金を30万円増額し、簡易水道事業補助金を22万円増額した。一方、歳入では、2款繰越金は前年度事業の確定に伴い437万9千円を減額した。これは昨年8月に送水管が破裂したことや1月、2月が降雪と寒い日が続き発電量が減少し売電収入も減少したことによるものである。

質疑

○渡辺宏行委員

鹿ノ俣発電所の施設の大改修に備えた基金の積立金だが、大規模改修は目安的には今の状

況からして、まだまだずっと何十年も先なのか、それとも近いうちから徐々にやっっていこうとしているのか。

○榎本農林水産課長

都度都度点検等を行っているが令和9年度に点検を含めたオーバーホールを予定している。その年度のみであれば5,000万円程度になるが、年々点検しているので一気に何億円ということはない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第55号 令和4年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

榎本上下水道課長説明

収益的収入に23万円を追加し、その総額を11億6,075万円とし、収益的支出に773万2千円を追加し、その総額を9億6,464万6千円とするもの。内容としては、収益的収入では、第1款2項2目他会計補助金において地方公営企業繰出基準に基づき一般会計補助金を増額した。一方、収益的支出では、第1款1項1目管渠及び処理場費において電気料金の高騰に伴い動力費を増額し、1項2目総係費において人事異動に伴い手当等を減額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第56号 令和4年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

榎本上下水道課長説明

収益的収入に40万4千円を追加し、その総額を7億1,821万1千円とし、収益的支出に670万円を追加し、その総額を5億8,156万3千円とするとともに、資本的収入に3千円を追加し、その総額を3億6,740万7千円とするもの。内容としては、収益的収入の第1款2項3目他会計補助金において、地方公営企業繰出基準等に基づく一般会計補助金及び鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補助金を増額した。収益的支出では、第1款1項1目管渠及び処理場費において電気料金の高騰に伴い、動力費を増額した。資本的収入では、1款4項1目他会計補助金において、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計補助金を増額した。

質疑

○渡辺栄六委員

電気料金の高騰に伴って動力費を増額したということで、先ほどの公共下水道事業については800万円、農集排については670万円の増額ですが昨年度までの平均動力費と比較してどのくらい高騰しているのか。

○榎本上下水道課長

今年の4月くらいから1.4倍くらいになっており、直近の9月では1.65倍、165%になっている。動力費ですがそのくらい上がっている。通常の低圧料金については、15%から20%料金が上がっている状況である。

○渡辺栄六委員

燃料費等を含めた動力費は、一気に低くなることはすぐに考えられないと思うが、昨年度に比べかなり高騰しているが、何か軽減できる要因はあるか。

○榎本上下水道課長

電気料金いわゆる動力費に限っては処理水量が減ったりすることがない限り動力費はかかってしまうので費用軽減はなかなか厳しいと判断している。

○天木義人委員

前は第二電電と契約していて安くなっていたが、それが打ち切られた。その差額はどのくらいか。

○榎本上下水道課長

農業集落排水事業に関しては現在東北電力と契約しており、以前は別の電力会社と契約していたが逆に今の契約の方が上がっている状況で、以前新電力と契約した時は金額ははっきりしないが若干単価的には安かったと承知している。

○天木義人委員

先ほどの説明で動力費が 165%上がっているとのことだが予算と比べて年末までどのくらいの負担が増えるのか。

○榎本上下水道課長

今回補正した 670 万円を追加することで 3 月までを見込んでいる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 57 号 令和 4 年度胎内市水道事業会計補正予算（第 1 号）

榎本上下水道課長説明

収益的収入に 13 万 6 千円を追加し、その総額を 6 億 6,696 万円とし、収益的支出に 1,802 万 9 千円を追加し、その総額を 6 億 6,607 万 5 千円とするとともに、資本的支出に 43 万 8 千円を追加し、その総額を 4 億 6,092 万 7 千円とするもの。収益的収入では、第 1 款 2 項 4 目他会計補助金において、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計補助金を増額した。収益的支出では、第 1 款 1 項 1 目原水及び浄水費、1 項 2 目配水及び給水費において、電気料金

の高騰に伴い、動力費を増額するとともに、1項4目総係費において、人事異動等に伴い、給料、手当等、法定福利費及び退職手当組合費をそれぞれ増額した。資本的支出では、第1款1項1目施設整備費において、人事異動等に伴い、手当等及び法定福利費を増額した。

質疑

○天木義人委員

8月の大水害の影響で水道事業に被害があったのか。

○榎本上下水道課長

上水道においては、被害はなかったが、簡易水道事業で坪穴地内において道路崩落に伴って配水管が損傷し断水に至った。断水についてはその日の午前中に別ルートから給水し解消している状況である。上水道については、荒川から取水しており荒川頭首工が流木と土砂等でだいぶ被害があったが荒川の取水は一時停止したができるだけ早く復旧してもらい上水道には影響がなかった。

○天木義人委員

荒川の取水場から流木等で被害があったとのことであるが回復にはどのくらいの予算、期間がかかるのか。今現在荒川の取水口から水取らなくても胎内市は間に合っているとのことだが夏場の渇水時期でも十分間に合っていたと聞いているが今後どうするのか。

○榎本上下水道課長

荒川頭首工の改修については、全体事業費でおよそ1～2億円かかるということで、胎内市の負担分として2.14%あるので100万～200万円程度負担金が発生すると考えているし、夏場の水の需要が一番大きい時に荒川から取水できない事態になったが、並槻浄水場にある地下水及び簡易水道から緊急的に水を給水して何とかしのいだ。

○天木義人委員

今までも給水の利用量が減ってきて荒川から取らなくても将来的には間に合うのではないかと。人口減少等もあるとのことなので計画を見直したが、取水することにより莫大な予算がかかるので将来的な構想は見ていかないといけないと思っているのでこれから検討してもらえればと思う。

○榎本上下水道課長

委員の言うとおりに荒川から取水をしなくても並槻浄水場の地下水及び簡易水道の資源を利用することで将来的には賄うようなことになるかもしれないが、今後給水人口等考慮しながら考えていきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第58号 令和4年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

榎本上下水道課長説明

収益的収入に22万円を追加し、その総額を1億9,154万5千円とし、収益的支出に450万円を追加し、その総額を2億1,158万9千円とするとともに、資本的収入に7千円を追加し、その総額を6,320万5千円とし、資本的支出から373万7千円を減額し、その総額を1億3,001万5千円とするもの。収益的収入では、第1款2項2目他会計補助金において鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補助金を増額した。収益的支出では、第1款1項1目原水及び浄水費において電力供給会社の変更に伴い、動力費を増額した。資本的収入では、第1款2項1目他会計補助金において地方公営企業繰出基準等に基づく一般会計補助金を増額した。資本的支出では、第1款1項1目施設整備費において人事異動等に伴い、給料、手当等、法定福利費及び退職手当組合費をそれぞれ減額した。

質疑

○渡辺栄六委員

動力費について聞くが、先ほどの水道事業が100万円、簡水が450万円。動力供給会社の変更に伴いということですが、簡水だけ動力会社の変更があったのか。簡水の方が水道事業より給水人口、給水量と少ないと思うが増額した要因はどのようなことがあるか。

○榎本上下水道課長

簡易水道の動力費については、市役所の公共施設と一括でこれまで電力の小売り事業者と入札により契約していたが、昨年の入札において応札する電力会社がなかったことから電力の最終補償契約約款に基づき東北電力ネットワークが供給を保証するということになり、その電力最終補償供給約款は通常の電力よりも若干割高になるので、この度電力会社に変更になったことと3月までの動力費で見込み450万円程足りないということで補正した。電気容量の関係で上水道は年間使用する電力量がかなり大きな動力を使うし、簡易水道は事業規模が小さく年間使う電力量が少なく、電力の小売り事業者の株式会社サニックスと契約していた。

○渡辺栄六委員

私の質問と少し食い違っていたような気がしますが、動力費が水道事業に比べて簡水の方が高いのはどのような理由なのか。

○榎本上下水道課長

ただいまの動力費の関係ですが、上水道の動力費が原水及び浄水費で1,161万9千円、配水及び給水費で100万円の補正額で合わせて1,261万9千円の増額になる。簡易水道の動力費の増額としては補正額450万円で上水道の方が規模が大きく補正額も大きくなっているし、簡易水道は上水道に比べ規模が小さいので450万円の補正額になっている。

○羽田野孝子委員

私もおかしいと思ったが、176ページの動力費は45%アップです。168ページの動力費は31%と37.8%のアップなのです。株式会社サニックスは特別安いかわかっていたからこのようになっているのか。

○榎本上下水道課長

株式会社サニックスは全国的にもかなり破格の低価格の値段だった。それが供給できなくなり補償契約に近い形で東北電力ネットワークから供給を受けることで通常の東北電力の料金よりも割高の料金になるということで簡易水道は上水道よりも割高になっている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 59 号 胎内市企業設置促進条例の一部を改正する条例について

南波商工観光課長説明

条例改正の主な理由としては【議第 62 号】の条例を新たに設けることにより、企業設置促進条例の課税免除に関する規定等を改めるもの。新旧対照表で第 2 条については、表現をわかりやすいものに改めるもの。6 条 1 項については、現行において課税免除の期間を当該事業の開始する日の属する年度の翌年度と定めているが、事業開始する日が 1 月 2 日から 3 月末までの間に事業を開始した場合に固定資産税の賦課期日である 1 月 1 日には対象設備等が存在しないことから翌年度からは課税されずに免除もできないことから事業開始の翌々年度から免除を開始するという実態に即して改めるもの。6 条 2 項については、【議第 62 号】の過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税を特例に該当するもののうち胎内市企業設置促進条例において定める奨励企業の指定に関する基準を満たしかつ操業場所が市営工業団地である場合は【議第 62 号】に定める課税免除の期間終了後さらに 2 か年度分の固定資産税の課税を免除することができる規定を設けるもの。具体的には、黒川南工業団地又は坂井工業団地において、製造業など胎内市過疎地域持続的発展計画において振興すべき業種として指定している業種の事業者が 2,300 万円以上の建物や設備を新たに取得し、市外から新たに進出する場合は 5 人、市内からの移転又は以前からそこで操業している場合は 3 人以上の雇用が増加する場合に【議第 62 号】で定める課税免除の期間 3 か年度に加えてさらに 2 か年度固定資産税の課税を免除するもの。第 7 条については、文言を整理するもの。

質疑

○森田幸衛委員

企業誘致の条例でよそから企業が来た場合に 5 年間の固定資産税の免除という優遇措置があったがそれに加えてさらに 2 年増やすという内容だが、中条中核工業団地にずいぶん企業があるが、もう 5 年が経過して固定資産税を納めはじめていて、さらに 2 年追加になったところで特に影響はないと思うが、どのくらいの企業が対象になり影響を受けるのか。

○南波商工観光課長

この条例の2年は中核工業団地内の企業ではなく、あくまでも過疎地域に係る市営工業団地、坂井工業団地と黒川南工業団地に作った場合3年プラス2年ということ。過疎だと3年でそれに加えて2年。今企業設置促進条例で5年までの規定を定めているがそれと同じことをそこでもやろうというもの。

○森田幸衛委員

すみません。間違って認識していました。この条例と少しずれますが、5年が経過して固定資産税の優遇期間が切れて今既に納めている企業はどのくらいあるのか。

○南波商工観光課長

正確に何社というのはあれですが、今課税免除している企業が令和4年度で9社ある。中核工業団地には20社くらいでおおよそ10社くらいである。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第60号 胎内市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

榎本上下水道課長説明

この条例改正については、下水道事業計画の見直しに伴い改正するものでこれまでの下水道事業計画は事業期間が令和4年3月31日までとなっていたことから昨年度にこの事業計画を見直し、事業期間を令和10年3月31日とし、併せて処理区域、処理人口、1日最大汚水排水量について見直しを行い県から認可を受けたもの。処理区域については、住宅の建設見込みのない区域を処理区域から除外し、これまで区域外流入だった総合体育館及び学校給食センター、その他宅地造成した区域等を新たに下水道処理区域に編入したことにより3.8ヘクタール増加し、788ヘクタールとした。処理人口については、胎内市人口ビジョン、国立社会保障人口問題研究所の人口推計値、令和2年の国勢調査のデータ等から計画目標年次の処理人口を推計し18,140人とした。1日最大汚水排水量については、し尿投入施設からの流入量、新発田市の紫雲寺処理区からの流入量、近年における1日最大汚水排水量などを

考慮し、計画目標年次の排水量を推計し 8,929 m³としたもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 62 号 胎内市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例について

南波商工観光課長

条例制定の理由としては、このたび策定した胎内市過疎地域持続的発展計画において、地域の持続的発展のために実施すべき施策として定めている産業振興を図るべく同計画で定めている業種の事業を行うために設備などを取得した事業者に係る固定資産税の課税の免除に関して必要な事項を定めるもの。具体的には第 2 条において製造業、旅館業などの業種、機械及び装置など設備の種類、設備投資の額、下限であるがそのような課税免除の対象となる要件を定めている。第 3 条においては、課税免除の期間を定めている。先ほどの条例とここで若干関係しているがここで 3 年と定めている。これを先にするとわかりやすかったが順番がこうなっていますのですみません。従来の奨励企業、先ほどの条例で定める奨励企業に対する課税免除の要件と比較すると設備等の取得額の下限が低い、ここは資本金の規模にもよるが 500 万円から。先ほどは 2,300 万円取得額の下限が低く雇用の増加も要件ではない。先ほどのところでは新規であれば 5 人、そうでない場合は 3 人という雇用の要件もあるが、過疎に関しては雇用の増加も要件ではないので、その対象は広くなるということで設備投資の増加につながるのではないかと期待している。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第66号 字の変更について

榎本農林水産課長説明

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要があることから、お諮りするもの。内容については、県営農地環境整備事業須巻地区の区画整理において区画が変更となったことから地区内の字を変更するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 68 号 令和 3 年度胎内市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

榎本上下水道課長説明

令和 3 年度末の未処分利益剰余金は 2 億 3,069 万 9,622 円であり、このうち、9,811 万 7,055 円を資本金に組み入れ、1 億 3,258 万 2,567 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づきお諮りするもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○坂上清一委員長

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会（10：52）